

# 経 済 産 業 省

官 印 省 略  
20220207 貿 局 第 1 号  
令 和 4 年 2 月 9 日

文部科学省大臣官房長 殿

経済産業省貿易経済協力局長

「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版」の大学及び所管の国立研究開発法人等への周知について（依頼）

我が国は、平和国家としての立場から、大量破壊兵器等の不拡散政策を堅持し、大量破壊兵器等や通常兵器に関連する貨物の輸出や技術提供に関し、国際協調の下に外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づき、厳格な輸出管理を行ってきております。

外為法におきましては、学会誌への論文の投稿や学会発表など、技術を公知とするための行為は、経済産業大臣の許可を受けずに行うことができるものとする一方、海外からの研究者や留学生の受入れに伴う技術の提供、国際的な共同研究等における技術移転、海外出張等に際しての技術の提供、計測機器や試料等の貨物や技術資料の海外への持ち出し等の際には、経済産業大臣の許可が必要な場合があります。許可を得ずに不適切に懸念先に輸出・提供された場合には、我が国の安全保障への影響のみならず国際的な問題となり得る場合もあると認識しております。

大学及び研究機関等においても外為法に基づく「輸出者等遵守基準」の遵守が義務づけられている中、貴省と連携した説明会等により、輸出管理内部規程の整備を含む内部管理体制の構築は着実に進んでいるものと認識しております。一方、国際的な技術流出問題の顕在化といった状況を踏まえると、大学及び研究機関等が有する機微な技術が軍事転用されることのないよう、その技術管理

体制の強化が求められており、一層厳格に管理していく必要があります。

当省では、先端技術の研究開発を行う大学及び研究機関等における実効的な安全保障貿易管理が必要であるとの認識の下、全国の大学及び研究機関等向けに安全保障貿易管理に関する説明会を実施してまいりました。また、外為法に基づく技術の提供等の管理について、大学及び研究機関等が実施すべきことを取りまとめ、法令遵守のための効果的な体制整備と機微な技術情報の管理水準の向上を促進する目的で、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」を平成 20 年に策定し、平成 22 年及び平成 29 年に改訂してまいりました。

今般、輸出者等遵守基準を定める省令（平成 21 年経済産業省令第 60 号）及び関係通達を改正し（令和 3 年 11 月 18 日に公布）、経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において実施する旨記載のある「みなし輸出管理の運用明確化」等を令和 4 年 5 月 1 日に施行するにあたり、こうした改正に対応した、大学及び研究機関等における安全保障貿易管理に係る機微技術管理の取組の参考となるよう、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」の改訂を行いました（令和 4 年 2 月 4 日公表）。

当省では、先端技術の研究開発を行う大学及び研究機関等における実効的な安全保障貿易管理が必要であるとの認識の下、引き続き、全国の大学及び研究機関等向けに安全保障貿易管理に関する説明会や専門家派遣事業等を実施するとともに、各地域で自主的に設置・開催されております輸出管理ネットワークの取組を支援することによって、本ガイダンスの周知徹底や効果的な安全保障貿易管理に係る体制整備、機微な技術の管理水準の向上を後押ししてまいります。

つきましては貴省におかれましても、大学及び所管の国立研究開発法人等に対し、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出や技術の提供が不適切に行われることがないように、管理を的確に行うよう指導いただくとともに、本ガイダンスの周知方お願いいたします。

（参考資料）

参考資料 1 「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版」改訂ポイント

参考資料 2 「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版」